

## 1月 NEWS

### ①税制情報

政権交代によって、平成 25 年度税制改正と税制抜本改革に向けた議論が本格的に始動しました。政権交代後の最初の税制改正となりますので、1 月末といわれる平成 25 年度税制改正大綱は要注目です。消費増税に伴う低所得者対策のほか、富裕層を対象にした所得・相続税の課税強化などが焦点となっています。

主な税制改正の論点は以下の通りです。

- ・ 所得税の富裕層に対する課税強化  
最高税率の引き上げ
- ・ 相続税の課税強化  
基礎控除縮小、最高税率の引き上げ
- ・ 住宅取得支援策  
住宅ローン減税の拡充、住宅購入者への現金給付措置など
- ・ 自動車取得時の負担軽減策  
自動車取得税・重量税の廃止
- ・ 研究開発減税の拡充  
法人税から差し引ける控除限度額の引き上げ  
(控除限度額の上限を法人税額の 20%から 30%へ)
- ・ 消費税  
食料品などへの軽減税率  
低所得者に現金給付  
住宅取得に関する駆け込み需要とその反動への対応措置  
簡易課税制度におけるみなし仕入率の見直し
- ・ グリーン投資減税の拡充  
太陽光パネルなどの省エネ・再生可能エネルギー関連設備への投資額の一部を法人税額から控除できるグリーン投資減税の対象設備の拡充

・その他

中小企業の承継税制改正

金融証券税制の改正（金融所得課税の一体化など）

②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1月10日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月21日までに納付)
1月31日	支払調書の提出
1月31日	11月決算法人の確定申告
1月31日	源泉徴収票の交付(交付先①所轄税務署長②受給者)
1月31日	固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日	給与支払報告書の提出
1月31日	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
1月31日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
1月31日	5月決算法人の中間申告の半期分
1月31日	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
1月31日	消費税の年税額が4,800万超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)
1月	(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 提出期限・・・本年最初の給与の支払を受ける日の前日 提出先・・・給与の支払者経由で、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長 (3) 個人の道府県民税・市町村民税の第4期分の納付 納期限・・・1月中の市町村の条例で定める日

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、多くの方々にお世話になり充実した一年を過ごす事が出来ました。

心より感謝申し上げます。

これからも少しでも皆様のお役に立てるようにと日々精進して参ります。

本年も何卒宜しく願い申し上げます。

緒方 健